平成２９年（フ）第８７１４号
東京都板橋区蓮根２丁目９―26―301
債務者　畑野　裕明
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７１５号
東京都板橋区前野町５丁目28―７―205
債務者　田上　達也
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７１８号
東京都葛飾区四つ木２丁目19―９―1402
債務者　松田　房江
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７２３号
東京都大田区南馬込３丁目16―14―201
債務者　畠山　　舞
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７２６号
東京都江戸川区中葛西３丁目２―７　スリーウッド205
債務者　鈴木　孝之
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７２７号
東京都豊島区東池袋２丁目48―２　パレス東池袋　105
債務者　西谷　尊典
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７４２号
東京都足立区六木１丁目５―６―108
債務者　笠谷　繁喜
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７４３号
東京都足立区西保木間１丁目３―３―401
債務者　野口枝美子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７４８号
東京都目黒区碑文谷５丁目19―17―302
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７５０号
東京都渋谷区本町１丁目７―16―707
債務者　羽賀　寧代（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７５５号
東京都東大和市南街２丁目95―５
債務者　大澤　和洋
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７８０号
東京都大田区仲六郷２丁目12―２
債務者　阿波谷秀幸
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７８１号
東京都世田谷区上北沢５丁目15―７―103
債務者　清野　紀代
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７８２号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目８―５―208
債務者　佐藤　佳織（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７８３号
東京都東村山市野口町２丁目22―51―103
債務者　高橋　一文
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部